

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋 正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	柴原南 (柴原南町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月24日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

・水田の耕作者は法人を含め12あり、51haを耕作している。
・法人が耕作している面積は、42haで町全体の82%であり、後継者未定の面積が集約された場合は84%程度になると推測できますが、法人の後継者、出役者の減少等の問題、個人農業者の意見もあり集約場所は限定的になると推測される。
・土地改良の際に、法人と個人の場所は集約化されていること、個人農業者のうち跡継ぎのいる農家が半数あり、集約の必要性を感じていない農家も多いことから集約は難しい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

・法人については、農業出役者の多くが勤めにでているため、米を中心とし、生産調整作物として麦・大豆・そばの現状の栽培形態が維持されるものと推測される。
・個人の農業者も、勤めに出ている人が多いため、米を中心とした栽培形態になると推測される。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地バンクを通じて進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
自作地の5割以上を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員と調整し所有者の貸付意向時期に配慮する。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
集落等において、農地の大区画化・汎用化等の意見・合意があれば基盤整備について計画する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	
作業の効率化が期待できる防除作業は、ドローン使用業者への委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③作業の効率化が期待できる防除作業等は、ドローン使用業者への委託を進める。